



和光こども園 重要事項説明書



教育・保育の提供の開始にあたり、和光こども園（以下「本園」という。）が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設の目的及び運営の方針

○ 運営主体

名 称	社会福祉法人 光徳福祉会
所 在 地	熊本県熊本市南区城南町隈庄736
電 話 番 号	0964-28-4993
代表者氏名	理事長 合志 由美子

○ 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	和光こども園
施設の所在地	熊本県熊本市南区城南町隈庄736
連 絡 先	TEL 0964-28-4993 FAX 0964-28-6993
園長氏名	合志 由美子
対象児童	生後3ヶ月（状況に応じて）～小学校就学前の児童
利用定員	1号認定 6名 2号認定 78名 3号認定 55名
開設年月日	認可保育所 昭和26年 4月 1日～ 幼保連携型認定こども園 令和7年 4月 1日～

○ 事業の目的・運営方針

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、教育・保育を提供します。

- ・ 本園は、子どもが自己を十分に発揮しながら活動できるよう、教育・保育環境を用意し、情緒の安定した生活の中で、健全な心身の発達を図ります。
- ・ 本園は、教育及び保育を一体として、豊かな人間性をもった子どもを育てます。
- ・ 本園は、子どもの健康と安全を基本に、保護者と連携して家庭保育の補完を行います。
- ・ 本園は、子育てを支援するため、保育に関する要望や意見、相談に対して積極的に対応します。

- ・ 本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。

2. 提供する教育・保育の内容

本園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。なお、園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するよう配慮します。

○ 特定教育・保育

《特色》 宗教的な雰囲気の中で、

- ・ 命の尊さを学び、自然の恵みに感謝する心を育む。
- ・ 人の話をよく聞く子どもを育てる。
- ・ なかよくする子どもを育てる。

《教育・保育形態》

- ・ 基本的に年齢別クラスとする。



(毎日の教育・保育の流れ)

7:00	開 園
8:30	視診・(短時間認定児・1号園児登園)
9:30	未満児おやつ
9:45	お集まり
	教育・保育時間
11:45	昼食準備(3歳未満児は11時より)
12:40	おかたづけ・午睡準備
13:30	午睡・(1号園児 降園)
	(1号園児 → 延長保育)
15:00	起床・おやつ
15:40	おかたづけ
16:00	お帰りの会
16:30	延長保育開始(短時間認定・新2号認定児)
18:00	延長保育開始・(1号園児)延長保育終了
19:00	閉 園

(クラス編成)

クラス名	ゆめ	にじ	ほし	はな	ゆき	つき
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児

(年間保育計画)

月	ま こ と の 保 育 年 間 計 画	
	単 元	内 容
4	おがみます (新順)	入園進級を喜び、園生活に親しみ、拝む子になるようつとめる
5	たたえます (讃嘆)	きまりを守り、集団生活を楽しみ、お互いに尊敬し合う
6	つよくのびます (歓喜)	いのちの尊さを知り、健康で元気な子どもになる
7	おそだて (照育)	どんな人ものも、仏さまのおかげを受けていることを知る
8	すみません (反省)	「ごめんなさい」「すみません」が素直に言えるようになる
9	ありがとう (報謝)	いたわりの気持ちをもって、物を大切に「ありがとう」が言えるようになる
10	よくききます (聞法)	いろいろな物語やお話しを、見たり聞いたりして、あたたかい心を育てる
11	こころがけ (領解)	集団あそびを通して、だれとでも仲良く遊ぶ
12	つとめます (精進)	社会事象に目を向け、自然をよく見て、自分との関係について考える
1	ごおん (報謝)	報恩講などを通して、仏さまのご恩にみんなで感謝する
2	なかよくします (和合)	なかよく助け合うことにより、大きな力がでることを知る
3	おてつだい (奉仕)	喜んでお手伝いをし、ひとり立ちできるように強くなる

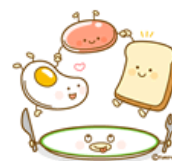
(年間行事計画)

月	行 事 予 定
4	入園式 消防署見学
5	遠足 健康診断 しんらん様降誕会
6	虫歯予防・歯科検診 保育参観・講演会・クラス別懇談会
7	プール開き
8	こども縁日
9	
10	スポーツフェスタ(運動会)
11	動物園遠足(つき・ゆき組)
12	発表会
1	光徳寺 御正忌
2	
3	卒園式 終園式

※ 誕生会、避難訓練、年長児誕生月保護者給食試食会は毎月行う

○ 食事の提供

- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。



《提供時間》

	提供日	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時頃	3時10分頃
1歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時頃	3時10分頃
2歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時30分頃	3時10分頃
3歳以上児	月～土曜日		11時30分頃	3時10分頃

○ 延長保育

- ・通常利用時間外の延長保育を実施しています。
- ※利用時間及び利用料は6ページをご覧ください。

《施設及び設備》

- ・敷地及び園舎

敷 地	敷地全体	950㎡
	園庭	900㎡ 宗教法人光徳寺の境内地も園庭として使用します。
園 舎	構 造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建 平成26年築
	延べ床面積	894.37㎡

設備	部屋数	面 積	備 考
乳児室	1室	81.31㎡	0歳児 (ほふく室)
保育室	1室	97.18㎡	1歳児
保育室	4室	276.54㎡	2・3・4・5歳児
多目的室	1室	42.84㎡	
調理室	1室	52.4㎡	



3. 職員について

○ 職種、員数

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
園長	1 人		園務の統括・管理・渉外
副園長	1 人		園長の補佐
主幹保育教諭	2 人		全体的計画立案・業務の連絡調整指導
副主幹保育教諭	1 人		主幹保育教諭の補助・保育教諭の職務と指導
保育教諭	9 人	3 人	教育・保育実務(教育・保育活動)・子育て支援
看護師	1 人		保育介助・健康管理
保育士・保育補助	1 人	4 人	保育教諭の補助
栄養士	2 人		給食計画・献立作成・栄養指導・調理業務
調理員	1 人	2 人	調理業務・設備備品管理・衛生管理
事務員	1 人		庶務・会計事務

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

4. 教育・保育を行う日・時間

○通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日
1号認定	月～金曜日 8：30～13：30	・土曜日・日曜日・祝日 ・夏季休業（8月10日～8月16日） ・冬季休業（12月26日～1月8日） ・春季休業（3月23日～入園式前日）
2号認定 （標準時間）	月～土曜日 7：00～18：00	・日曜日 ・年末年始（12月29日から1月3日） ・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日）
2号認定 （短時間）	月～土曜日 8：30～16：30	
3号認定 （標準時間）	月～土曜日 7：00～18：00	
3号認定 （短時間）	月～土曜日 8：30～16：30	

※2号・3号認定こどもに実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、休業日に教育・保育を行う場合があります。

※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

○ 延長保育事業

利用区分	利用時間	利用料
教育標準時間 (1号認定)	7時00分から8時30分まで 13時30分から18時00分まで	100円(30分当たり)
保育標準時間	18時00分から18時30分まで 18時30分から19時まで	200円(30分当たり) 100円(〃)
保育短時間	7時00分から 8時30分まで 16時30分から18時00分まで	100円(30分当たり) 100円(30分当たり)

5. 保育料等

○ 利用者負担(基本保育料)

毎月の基本保育料は以下のとおりとします。

- ・金額 居住地の市町村が収入に応じて定める額
- ・支払方法 □座振替
- ・引落日 毎月27日(土日祝日の場合は、翌営業日)



○ 実費徴収額

教育・保育の実施に係る実費分として、以下の金額を徴収します。

利用区分	費用の種類	使途・目的	納付額	納付時期
1号、2号認定 (3,4,5歳児)	被服費	園児服・帽子・カバン等	2,000円~15,000円	入園時
	教材費	個人持ち教材・文具代	新入児 実費 在園児 実費	入園時
	絵本代	教材として使用後持ち帰り(月刊)	4,5歳児 500円	月額
	特別活動費	遠足・行事等に係る費用として	実費	随時
	主食費	給食に係る米代として(月~金)	1,000円	月額
	副食・おやつ費	おかず代・おやつ代として(月~金)	5,000円	月額
3号認定 (0,1,2歳児)	被服費	園児服・帽子・カバン等	2,000円~12,000円	入園時
	教材費	個人持ち教材・文具代・連絡ノート	新入児 実費 在園児 実費	入園時
	特別活動費	遠足・行事等に係る費用として		随時

※譲り受けたものや匹敵する物を持っている場合は購入の必要はありません。

※0歳児、1歳児は必要な物のみ購入していただきます。

※金額については、物価の変動やクラスによって多少異なります

6. 利用定員

○ 年齢別利用定員

利用区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号認定				2名	2名	2名	6名
2号認定				26名	26名	26名	78名
3号認定	7名	23名	25名				55名

○ 学級編成

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、次のとおり、学級編成をします。

- ・1学級の園児の数は、35人以下を原則とします。
- ・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で教育時間を編成することを原則とします。
- ・各学級には、専任の主幹保育教諭、又は指導保育教諭又は保育教諭を1人以上配置します。

7. 利用の開始及び終了に関する事項

○ 入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・1号認定：本園に直接、お申込みください。定員を超える利用希望がある場合には、次の方法により選考を行います。
 - ① 兄弟姉妹が在園している場合は、優先して入園させる。
 - ② その他の者は(面接等)により選考し、入園させる。
- ・2号・3号認定：「教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書」に必要事項を記載し、就労証明書を添付のうえ、熊本市が定める期限までに本園に提出してください。熊本市の利用調整により、入園が決定しますので、入園できない場合もあります。
- ・入園が決定した場合には、本園との利用契約を締結していただきます。

○ 退園・転園・休園

- ・退園を希望する場合は、退園日の3週間前までに、退園届を提出してください。
- ・転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・2号・3号認定子どもの休園に際しては、原則、熊本市が定める期間（およそ1ヶ月程度）までとし、事前の届出が必要です。
- ・園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には治癒証明書の提出が必要となります。

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校就学の始期に達したとき。
- ・児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき



8. 緊急時の対応及び非常災害対策

○ 緊急時の対応

管轄警察署	熊本南警察署（城南交番）
病院	小林病院 内科 （熊本市南區城南町下宮地455-5）
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。
一斉連絡方法	・一斉メール配信システムにより、緊急時には情報を一斉配信しますので、メールアドレスの登録にご協力ください。
本園の対策	・防犯カメラ 16台 ・AED 設置 ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施

○ 非常災害対策

消防計画	熊本市南消防署				平成26年 6月 5日届出	
	防火管理者	副園長 合志 大樹				
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。					
防災設備	自動火災報知機・誘導灯設備・自動火災報知機・防排煙設備 消防機関へ通報する火災報知器・避難器具・消火器具					
避難場所	第1 避難	光徳寺境内		第2 避難	城南支所	
園児の引渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。					

9. 虐待の防止のための措置

本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- （2）職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- （3）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

- 2 虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条の 10 号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をいう。
- 3 本園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等園児を現に養育する者)による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号)の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

10. 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相談窓口	・受付担当者 事務職 平澤 麻耶 ・解決責任者 園 長 合志 由美子 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 (月～金) ・電話番号 0964-28-4993 ・FAX 0964-28-6993 ※ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	藤川 法親 電話番号 096-357-6021 役職・肩書等 当法人 評議員
		桂田美菜子 電話番号 0964-28-7574 役職・肩書等 和光保育園元保護者

※本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

11. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	保育園児等障害保険・保育園総合保険
保険の内容	園の管理下における事故等
保険金額	死亡・後遺症 113 万円、入院日額 1,800 円、通院日数 1,300 円 対人賠償 1 事故 10 億円、対物賠償 1,000 万円

12. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。

- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。



13. 提携する医療機関等

種類	嘱託医（内科）	嘱託歯科医
病院名	小林病院	添島歯科医院
所在地	南区城南町隈庄574	中央区桜町1-28-205
院長名	坂口 智則	添島 義樹
TEL	0964-28-2025	096-354-5087

14. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ・送迎時に、車を駐車される場合は必ずエンジンを止め、施錠してください。また、子どもの安全確保は、保護者の責任でお願いします。

